

第二期地方分権改革の着実な推進について

第二期地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた国から地方への事務・権限及び税財源の移譲を一体的に行うことにより、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠である。

政府の「地方分権改革推進委員会」では、本年5月に、国と地方の役割分担の基本的な考え方や重点行政分野の抜本的な見直しなどを内容とする「第1次勧告」が取りまとめられ、今後、国の出先機関や地方税財政制度の見直し等を盛り込んだ勧告が順次示される予定である。

しかしながら、第1次勧告を受けて決定された政府の「地方分権改革推進要綱（第1次）」は、勧告から後退した内容となっており、また、年末の「第2次勧告」へ向けた、国の出先機関の事務・権限の見直しに関する各府省の対応は、消極的な姿勢に終始しているなど、第二期地方分権改革の実現へ向けた道のりは、極めて厳しいと言わざるを得ない。

こうした中で、今回の改革を確実に進展させるためには、地方としても一致結束し、地方の意見が十分に反映された真の地方分権の実現に向け、より一層努力することが必要である。

国においては、我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識するとともに、政治的リーダーシップを強く発揮し、道半ばにある地方分権改革について、次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、強く要請する。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、第1次勧告で示された国と地方の役割分担の基本的な考え方に基づき、重点行政分野の抜本的な見直しや、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大など、真に地方分権の理念に沿った大胆かつ着実な改革を進めること。

とりわけ、一般国道及び一級河川の直轄区間の移管については、勧告の考え方に沿って、必要な整備・管理水準を確保するための財源等に関して適切な措置を講じた上で、都道府県への移管を実現すること。

2 国の出先機関の抜本的な見直し

第2次勧告へ向け議論されている国の出先機関の見直しは、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化に資するものであり、第二期地方分権改革において最も重要なテーマの一つである。

真の地方分権改革を推進し、また、国が国本来の役割に専念するためにも、権限移譲と財源措置を一体的に行うことを前提として、地方への移譲の方向で大胆に進めること。

3 国庫補助負担金の廃止・縮減と地方への権限移譲等に伴う適切な財源移転

国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国の関与等を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、地方が自らの判断と責任で実施すべき事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

この場合、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化するなどの適切な配慮をすること。

また、国から地方への事務・権限の移譲、国の出先機関の廃止・縮小に当たっては、まずは、国において組織体制や人員などを十分にスリム化し、その上で、地方において移譲事務を実施するために必要な経費を一般財源として適切に財源移転すること。

平成20年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成